

新潟県住生活マスタープラン改定検討委員会の公開について

新潟県住生活マスタープラン改定検討委員会の議事の公開は、次のとおり行うものとする。

- 1 会議は公開とし、事務局は会議終了後すみやかに議事要旨を作成し、発言者氏名を除き、会議資料とともに公開するものとする。
- 2 公開する議事要旨等については、県都市政策課のホームページにて公開するものとする。

傍 聴 要 領

新潟県住生活マスタープラン改定検討委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに受付し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会議の開催予定時刻前であっても、定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守ってください。

ア 会議開催中は、静粛に傍聴すること。

イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

ウ 会議における言論に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

エ 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。

オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が前記2の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。